

別紙1 資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造又は改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。 (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む。）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。 ① 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ② 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ③ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。 (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、砕石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、砕石等を補充するために要した費用の額

別紙2 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、町事務所		○	
その他公用施設			○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	総合福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	斎場、クリーンセンター		○	
農林水産業施設				
農業関係施設		農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設	産業文化会館		○	
観光施設			○	
道路	市道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、排水路			○
港湾	漁港			○
公園	都市公園、農村公園、墓園			○
住宅	公営住宅		○	

	防災		消防施設を除く		○
	教育施設				
	学校	小学校、中学校		○	
	社会教育施設	図書館、博物館		○	
	給食施設	調理場		○	
	普通財産				
	土地			○	
	その他普通財産			○	